

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	白楽あいいく保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 母子育成会
対象サービス	保育所
事業所住所等	〒221-0065 横浜市神奈川区白楽100-5 Tel:045-432-2889
設立年月日	2008(平成20)年4月1日
評価実施期間	平成22年9月 ～ 平成23年4月
公表年月	平成23年5月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	横浜市版
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
【施設の特徴】	
1. 立地 白楽あいいく保育園は、東急東横線白楽駅から徒歩約3分で、六角橋商店街の中に位置しており、周囲には、岸根公園、白幡池公園ほか、多数の公園があり、自然にも多く触れられる環境である。地域に古くからある馴染みの保育園として、近隣の人々にも親しまれている。	
2. 沿革 前身は、昭和22年に設置され25年間にわたり乳幼児、妊産婦の健康指導にあたってきた母子愛育会館である。昭和47年設立の横浜乳児保育所を経て、平成20年4月に園舎を全面的に建て替え、0歳児から5歳児までを受け入れる、社会福祉法人母子育成会白楽あいいく保育園としてスタートした。一時保育事業を制度に先駆けて実施するなど、時代により変化していく子育てニーズにいち早く応えてきた。	
3. 専門講師による和太鼓と体育あそび 週1回、体育講師の指導による3歳児から5歳児対象の縄跳び、マット運動、跳び箱、ドッチボールなどの体育あそび、和太鼓専門講師の指導による4歳児と5歳児対象の太鼓の演奏など、年齢や発達に応じた活動を取り入れ、子どもたちの表現の幅を広げている。	
【特に優れていると思われる点】	
1. 子どもの健やかな育ちを支える、充実した健康管理 常駐の看護師や園専属の嘱託医、担任等全職員が連携して子どもの心身の健康状況を把握し、保護者と情報交換して、一人ひとりの健やかな成長を支援している。 看護師は、毎日各クラスを巡って子どもの様子を丁寧に観察し、体調の変化があった時には保護者に口頭で伝えるとともに、対応のポイントを助言している。また、感染症などの頻回な内部研修、子どもへの手洗い・歯磨き指導、毎月発行の保健だよりに子どもの皮膚の手入れの仕方を載せるなど、健康に関する様々な情報提供を行っている。 嘱託医による健康診断を、0歳児は毎月、1歳児は年6回、2歳児は5回、3～5歳児は4回実施し、健診結果は、事前の質問への回答や医師のコメントと共に、毎回個別の健康管理ファイルで保護者	

に知らせている。

2. 子どもが遊びこめる環境の工夫

園舎内外には、座り込んで楽しめる段差の付いた図書コーナーや、押し入れ風のコーナー、十分に走り回れるように中央を広く開けて隅に築山や柿の木を設置した園庭など、様々な工夫が取り入れられている。また、ホールには「ののほな文庫」として約300冊の絵本をそろえて随時貸し出し、親子でじっくり絵本に親しめるようにしている。

各クラスには職員手作りの布製のおもちゃを十分に備え、絵本、毛糸や採取したどんぐり、木の実、小枝などの素材を、子どもの興味関心に添って自由に取り出せるように低い場所に置くなど、感性や表現する力を育む環境設定を行っている。

3. 多様な地域子育て支援

育児相談（毎週水曜日）、園庭開放（月3回）、交流保育（年5回）、育児講座（年3回）を実施し、地域の子育て世代のニーズに応え、経験豊富なフリーの主任や園長がいつでも育児相談に応じている。一時保育は専用保育室で0～2歳児を受け入れ、専任の職員が保育に当たっている。

園庭開放では、在園児たちと一緒に買い物ごっこをしたり、交流保育では、七夕の制作や人形劇の鑑賞などを楽しみ、育児講座では、人形作りやわらべ歌の講習、歯磨き指導などを行っている。

4. 園への保護者の高い支持（総合満足度 100%・・・保護者アンケート結果から）

＊満足度は（満足及びどちらかといえば満足）への回答合計割合とする。

保護者アンケート（回収率96.5%）では、総合満足度100%であり、すべての項目で90%以上の支持を得ている。保護者からは、子どもが大切にされ、子どもを第一に考えてくれているとの意見があり、「お子さんが落ち着いて過ごせる雰囲気」「自然に触れたり地域に関わるなどの園外活動」の項目では満足度100%である。

職員は、理念を掲載したしおりを携帯し、常に「子どもにとって最善の利益」とは何かを考えながら保育にあたっており、保護者にサービス内容が周知、支持されている結果と言えよう。

【さらに期待したい点】

1. 幼児保育の内容についてのさらなる検討を

伝統ある乳児保育の経験が十分に活かされ、日々、質の高い保育が提供されています。

幼児保育については3年目を迎え、保護者からの要望を踏まえて行事や日中活動の内容を見直していますので、引き続きの検討が期待されます。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. 外部に向けての情報提供の充実

おもな広報の手段としては、園の玄関脇の掲示板を活用しています。現在準備中のホームページの早期開設が待たれるとともに、加入している町内会の掲示板や回覧板を活用させてもらうなど、園の情報開示や広報の仕方に工夫が期待されます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

・保育理念は「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉の増進をはかる」等、保育方針は「子どもの発達を理解し、様々な要求や気持ちを受けとめ、一人ひとりの気持ちに寄り添いながら支援していくこと」等であり、利用者本人を尊重したものとなっている。

	・子どもの人権について、専門誌や資料を教材として全職員で学習を重ね、子どもの人格を尊重するよう配慮している。 ・個人情報に関するガイドラインを定めて全職員に周知し、個人情報を含む記録は事務所のキャビネットに施錠保管している。 ・子どもが友だちや職員の視線を意識せず過ごせる場所、プライバシーを守れる場所を複数用意している。 ・虐待について、マニュアルに基づき全職員で研修し、虐待予防・早期発見に努めている。虐待が明白になった場合や疑わしい場合は、中央児童相談所及び神奈川区役所福祉保健センターといつでも連携できる体制がある。 ・遊びや持ち物などで性別による区別をしていない。 ・障がい児や配慮を要する子どもを積極的に受け入れ、他の子どもたちと自然なかかわりができるように配慮している。 ・食物アレルギーについて、医師の指示書に従い、他の子どもたちの献立と見た目が大きく変わらないよう配慮した除去食、代替食の提供をしている。
2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	・0～2歳児について、個別指導計画を作成し、3～5歳児については、必要に応じて「個別配慮」事項を月間指導計画内に記載している。障がい児個別指導計画、要配慮児指導計画を2カ月ごとに作成し、障がい特性等に応じた環境整備などを計画に取り入れている。 ・指導計画は、子どもの様子や希望、保護者の意向を尊重して、柔軟に作成・変更している。 ・年齢に応じたわかりやすいラベルを貼った、背の低い棚や収納箱に、絵本、玩具、教材などを収納し、子どもが自分で自由に出し入れできる。幼児クラスでは道具や散歩で拾った自然物など色々な素材を自由に使って、製作が楽しめるようにし、出来上がった作品は丁寧に飾っている。 ・布製の手作りおもちゃの製作に力を入れ、十分な数を用意している。 ・コーナーを作って、少人数で落ち着いて遊べるように支援している。 ・散歩で交通ルールを教えたり、かごめかごめなど、ルールのある遊びを取り入れて、社会性を育てている。 ・体育遊び(縄跳び、マット運動、跳び箱、ドッチボールなど)の外部講師や和太鼓の専門講師を招いて、表現活動を楽しむ機会を設けている。 ・職員は、子どもが食べようとする意欲や行動を大切にし、年齢やその子どもに応じた食器等を整え、適切な声かけや介助をしている。 ・午睡時に眠れない子は体を休める時間を取り、静かに過ごせる遊びを提供している。年長児は年明け頃から午睡を短縮し、無理のないように生活リズムを整え就学に備えている。 ・排泄チェック表で一人ひとりの排泄のリズムを把握し、子どものリズムに合わせて声かけし、保護者と相談しながら、一人ひとりの状況に合わせてトイレトレーニングを実施している。
3.サービスマネジメントシステムの確立	・職員は、保育理念等の掲載されたしおりを常に携帯し、サービスの内容が方針に沿っているかを確認している。 ・全職員が、2年に1回の研修により、幼児救急救命法を習得している。 ・看護師が毎日クラスを回り、体調の変化があった時には、保護者に口頭で伝えるとともに、観察記録や対応のポイントを書面でも渡している。 ・健康診断は、0歳は毎月、1歳は隔月、2歳は年5回、3～5歳は年4回行い、健康に関しての個別連絡ファイルに嘱託医が質問への回答や所見を添えて保護者に渡している。

	・保護者からの相談があった場合はいつでも個別面談を実施し、必要に応じてケース会議を開き、継続的なフォローをしている。 ・苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名・連絡先電話番号、外部の権利擁護機関の連絡先等を明記して、いつでも苦情の申し出ができることを保護者に説明し、意見箱の設置、各行事の終了後のアンケートなどで、要望や苦情を積極的に聞き取る仕組みがある。 ・横浜市中央児童相談所、横浜市東部地域療育センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、神奈川区保健福祉センターなど他機関と連携できる体制がとられている。
4.地域との交流・連携	・育児相談（毎週水曜日）園庭開放（月3回）交流保育（年5回）育児講座（年3回）を実施し、地域の子育て世代の支援に励み、経験豊富なフリーの主任や園長がいつでも育児相談に乗っている。一時保育は専用保育室で、0～2歳児を受け入れ、専任の職員が保育に当たっている。 ・夏祭り、運動会、人形劇などの園の行事に地域の方を誘っている。 ・六角橋商店会や白楽町内会に加入し、給食のパンなど、園の活動に必要なものはできるだけ地域の商店街で購入して、友好的な関係を作るように努めている。 ・毎年、六角橋商店会のお祭り際には、ピロティ、駐車場を休息スペースとして開放し、園児が太鼓を叩かせてもらうなどして交流している。 ・散歩の際には、行き違う近隣の方や公園に来ている方々と挨拶や会話を交わして積極的な関わりを持っている。 ・幼保小教育連携事業に参加しており、小学校の行事に園児が招待され交流している。 ・毎年、神奈川区社会福祉協議会が募った中・高校生、一般市民などのボランティアを受け入れ、終了時には、意見・感想を聞いている。
5.運営上の透明性の確保と継続性	・園長は、折に触れ理念・基本方針を職員に説明・再確認し、理念に沿った保育をするよう指導している。 ・職員の遵守すべき規範等は、就業規則に明記され、周知徹底している。 ・園の経営や運営の状況についての資料は、申し出があれば開示できる。 ・園長は、職員がゆとりを持って保育に関わることができる人材構成であることを常にチェックし、随時人員補充をしている。 ・重要な意思決定事項は、経緯も含め文書で明らかにし、職員会議や、保護者懇談会で、園長が説明している。 ・園長は、区の園長会や、設置法人の9施設長会議、外部研修などで広く運営にかかわる情報を集めて分析している。また、設置法人や保育専門家から助言を得ている。 ・毎月1回、園長、主任、副主任、栄養士、看護師、事務長が参加する幹部会議を開催している。また、重要な課題については、経験年数や職種を超えたプロジェクト委員会を設置し、検討を重ねて取り組んでいる。 ・平成22年～平成26年の中期計画を定めている。 ・毎年、保育科、専門学校の実習生を受け入れている。「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」に沿って事前指導を徹底して、実習の目的に添った経験が出来るように配慮し、終了時には意見交換の機会を持っている。
6.職員の資質向上の促進	・園では横浜市の人材育成計画や「保育士に求められる役割・姿勢」を個人目標の設定や研修計画作成に活用している。自己啓発と育成プログラムによるキ

キャリアアップを、重要かつ必須のものと考え、園長は、クラスリーダー、副主任、主任と段階的に役割が果たせるように指導している。

- ・第三者評価制度開始当初から、評価について全職員で学習し、園全体の保育サービスのあり方の見直しを行う中で、職員自身の自己評価につなげ、また、毎月の指導計画の評価欄や「保育士のための自己評価チェックリスト」で、自己評価を行っている。

- ・園長が職員に年2回面接を行い、目標設定と達成度評価を行い、次年度に活かしている。

- ・内部・外部研修ともに、常勤職員、非常勤職員の区別なく受講可能である。健康に関する研修や、わらべうた学習会、「救命救急法」「不審者対応（防犯）」「発達障害」等の研修をし、スキルアップを図っている。

- ・主任は設置法人が毎年実施する宿泊研修のほか、横浜市の人材育成計画に沿った主任研修に参加している。

- ・非常勤職員、フリー職員も同じマニュアルを持ち、クラスリーダーや主任から、指導や助言を受けている。